

市営住宅入居者募集

■ 管財官 緒 課

☎ 055(948)1451

市営住宅の入居者を募集します。申し込み方法などの詳細は募集要項を確認してください。

◆ 申込資格

次の要件を全て満たす人

- ① 市税などの滞納がないこと
 - ② 同居親族があること(障害者、60歳以上の人、DV被害者は単身可)
 - ③ 世帯の合計所得額から各種控除額を差し引きし、12で除した額が15万8千円以下であること(障害者、60歳以上の人、小学校入学前の子どもがいる人は21万4千円以下)
 - ④ 持ち家がないこと
 - ⑤ 現在公営住宅に入居していないこと
 - ⑥ 暴力団員でないこと
- ※ 連帯保証人が1人必要です。

◆ 募集要項・申込用紙の配布・受付期間

9月15日(金)～28日(木)(平日のみ) 8時30分～17時15分

※ 申込用紙の配布・受付は、管財官 緒 課(伊豆長岡庁舎)の窓口のみで行います。郵送や各支所では行いません。

◆ 入居者を募集する市営住宅 入居予定日:11月15日(水)

名称(住所)	建設年度	構造	募集戸数	家賃
帝産台住宅(大仁1-12)	昭和63年度	RC造4階建て3DK(一般型)床面積67.9㎡	1戸(4階)	17,800円 ～34,900円
		RC造4階建て3DK(一般型)床面積68.5㎡	1戸(4階)	17,900円 ～35,200円
		RC造4階建て3DK(一般型)床面積67.4㎡	2戸(3階1戸・4階1戸)	17,600円 ～34,600円
新鍋沢住宅(三福1051-2)	平成2年度	RC造5階建て3DK(一般型)	2戸(4階1戸・5階1戸)	19,600円 ～38,600円

ごみの分け方・出し方 第43回

燃やせるごみの減量にご協力ください

現在市内で出た燃やせるごみはクリーンセンターいず(令和5年1月より稼働)で処理を行っています。クリーンセンターいずでは環境保全への配慮として排ガスの濃度管理を法規制値よりも厳しい自主基準値で処理を行っているほか、ごみピットの臭気を外部に拡散しない設備の導入などに取り組んでいます。

料を過剰に使うことになりません。水分を減らすことはごみの焼却にかかる燃料費を抑えることにもつながります。水切りネットなどを活用し、ひと絞りしてから出しましょう。

次に紹介する、ごみの減量に取り組んでみましょう。

プラスチック容器は、洗ってリサイクルへ
マヨネーズなどの調味料や歯磨き粉のチューブは洗うことでプラスチック容器の日に捨てる事ができます。リサイクル可能なプラスチック容器は洗ってから出しましょう。

生ごみを出す場合は、水切りの徹底を

なお、ヨーグルトなどのカップ類やシャンプーなどのボトル類も洗わずに出してしまうとリサイクルすることができませんので注意しましょう。

生ごみの約8割は水分で、「水切り」をすることで生ごみを減らすことができます。水分が多いと焼却の際に炉内の温度が低下し燃

☎ 0558(76)8001
■ 廃棄物対策課

いずのくにの防災いずのくに!

キラリと光る団体、紹介します



防災かるたで遊んで学ぶ

一時避難の持ち出し品の確認

チーム防災いずのくに

代表者/吉川七苗 設立/令和2年
構成人数/15人 活動拠点/市内全域
活動内容/近年多発する大雨や台風への備えとして、市民の自助力の向上と防災意識の高い伊豆の国市を目指して、オリジナルのかるたや風呂敷、紙芝居を使って遊んで学べる楽しい防災講座を展開しています。
☎ チーム防災いずのくに: 渡辺 ☎ 090-3957-1116

千代田区見守り隊

代表者/横山四郎 設立/平成22年
構成人数/24人 活動拠点/千代田地区内
活動内容/地域の見守り活動を通じて地域交流を図ることを目的に活動しています。小学生の登下校時に交通安全の見守りを実施し、高齢者向け買い物移送サービス、食材市の開催など幅広く活動しています。最近では移動スーパーの開店準備や購入品を自宅まで届ける手伝いをしています。
☎ 千代田区見守り隊代表: 横山 ☎ 090-5855-8513



登下校時の見守り活動



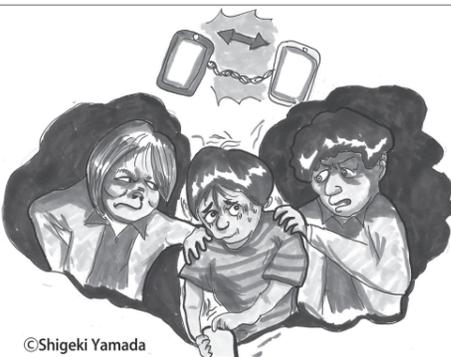
千代田公園内ベンチ補修の活動

市内でまちづくりやボランティアに取り組みる団体を、広報紙とFMいずのくにで紹介しています。ラジオは毎週火曜日13時～13時30分と土曜日17時～17時30分(再放送)です。

遠隔操作アプリを悪用する手口に注意!

(文と絵) 司法書士 山田茂樹

近年、副業やもうけ話、マルチ取引などの事案では、悪質業者が消費者に、スマホ画面を共有することができる遠隔操作アプリをダウンロードさせる手口があります。このような手口では、悪質業者が消費者の見ていたままの状況を確認できているため、画面上の操作について、具体的な詳細な指示を行うことが可能となります。このため、消費者としては、あたかも自分の近くに事業者がいるような状況で勧誘を受けることになり、とりわけ、若者を対象とした事案では、スマホの操作で消費者金融の借入をさせるケースなどもあります。遠隔操作アプリのダウンロードを勧められるような勧誘を受けた場合は、安易に応じず、慎重な対応が必要です。



©Shigeki Yamada

【消費生活相談】 伊豆の国市役所大仁庁舎
相談日: 毎週月～金曜日、9時～16時
(12時～13時、年末年始・祝日は除く)
※相談員による相談は月・水・金曜日
☎ 伊豆の国市消費生活センター ☎ 0558-76-8000

伊豆市役所(伊豆市小立野)
相談日: 毎週火～金曜日、8時30分～17時15分
(12時～13時、年末年始・祝日は除く)
☎ 伊豆市消費生活センター ☎ 0558-72-9858